

住民監査請求書

第1 請求の趣旨

1 県知事は、次の各議員に対し同議員らが違法に支出した次の政務調査費の不当利得返還請求をせよ

- (1) 尾崎太郎議員 104万6250円
- (2) 谷洋一議員 165万4732円
- (3) 中村裕一議員 43万6776円
- (4) 新島雄議員 196万9088円
- (5) 花田健吉議員 27万3825円
- (6) 藤山将材議員 233万2098円
- (7) 前芝雅嗣議員 11万5739円
- (8) 向井嘉久藏元議員 81万5561円
- (9) 山田正彦議員 225万2862円
- (10) 吉井和視議員 290万7555円

2 県知事は仁坂吉伸知事に対し、同知事の次の各議員に対する各違法支出金の不当利得返還請求権の不行使によって県が蒙った各損害の賠償請求をせよ

- (1) 尾崎太郎議員に対する 181万9333円
- (2) 谷洋一議員に対する 180万4487円
- (3) 中村裕一議員に対する 70万2639円
- (4) 新島雄議員に対する 250万5775円
- (5) 花田健吉議員に対する 44万0500円
- (6) 藤山将材議員に対する 359万9752円
- (7) 前芝雅嗣議員に対する 18万6187円
- (8) 松本貞次元議員に対する 329万4912円
- (9) 町田亘元議員に対する 33万4598円
- (10) 向井嘉久藏元議員に対する 124万6731円
- (11) 山田正彦議員 402万7529円
- (12) 吉井和視議員 456万6451円

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 当事者

(1) 請求人 請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(2) 尾崎太郎，②谷洋一，③中村裕一，④新島雄，⑤花田健吉，⑥藤山将材，⑦前芝雅嗣，松本貞次，町田亘，向井嘉久藏，山田正彦，吉井和視
同人らは、政務調査費を受領した当時、和歌山県議会議員であり、受領した政務調査費の一部を違法に支出し不当に利得している相手方らである。

(3) 仁坂吉伸 同人は、現職の知事（以下、「仁坂知事」という）であり、前記各議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠った相手方である。

2 政務調査費（公金）の受領及び不当利得

上記各議員は、平成18年度～同24年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例（但し、現行条例が平成25年3月1日に施行される前の旧条例。以下、単に「本件条例」という。）、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（但し、現行規程が平成25年3月1日に施行される前の旧規程。以下、単に「本件規程」という。）に基づき政務調査費を受領し、政務調査費としては充てることができない経費に違法に支出（事務所に係る事務所費、事務費、人件費にして、事務所併用による按分率を超えた支出）し、もって不当利得している。

3 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使途した政務調査費の違法支出をめぐっては、本件対象年度に先行して2件の確定判決が存する。すなわち、平成26年2月に確定した平成14年度～同17年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）】（以下「第一次訴訟確定判決」という）及び、昨年8月に確定した平成18年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成26年（行コ）第182号事件（原審・和歌山地方裁判所平成23

年（行ウ）第7号）】（以下「第二次訴訟確定判決」という）である（資料13の10～13）。なお、本件対象の議員らは、第二次訴訟確定判決の対象とはなっていない。

両確定判決は、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し、とりわけ、第二次訴訟確定判決は、支出した議員側からも保存期間徒過を理由にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で、第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると、本件においても、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、第一次確定判決が対象とする平成14年度～同17年度に引き続く事務所費、事務費、人件費の支出であり、かつ、その後に、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、第一次訴訟確定判決の判示は、本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

4 各議員の違法支出

(1) 尾崎太郎議員（以下単に「尾崎太郎議員」という）

第一次訴訟確定判決の内容

尾崎太郎議員の確定判決の内容は、次のとおりであった（資料13の11、12「以下同じ」）。なお、併設団体に事務所費、光熱費、消耗品費や人件費の支出がある場合に、その支出も政務調査費の該当する支出に加えて按分するよう認める判示があるが、併設団体にかかる支出のあることの主張を議員側においてしない場合には考慮されないことであるので、本監査請求においては一切考慮していない。

ア 事務所設置状況等

政務調査用事務所（和歌山市東長町九丁目9）は、自宅（同市土佐町三丁目30-1）とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていた。

イ 人件費と按分率

政務調査費収支報告書において、事務所費に計上した経費は、人件費に計上されるべきものであったから、以下、人件費とする。

尾崎太郎議員が「太成会」の人件費については別人を雇用していたとする陳述は具体的であり信用できる。

従って、前記アの認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

本件事務所設置状況等

尾崎太郎議員の政務調査用事務所（和歌山市東長町九丁目9）は、平成18年度～同24年度の間も、自宅（同市土佐町三丁目30-1）とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていた、と容易に推認できる（資料1の1～10、同13の3～13）。

本件事務費とその違法

ア 尾崎太郎議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度1万円、平成20年度8万4000円、同21年度6万円、同22年度6万円、同23年4月5000円、5月以降平成23年度5万5000円、平成24年度6万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成18年度に「消耗品等」、同20年度と同21年度に「携帯電話等」、同22年度に「携帯代」、同23年4月に「携帯電話等」、5月以降平成23年度に「携帯電話」、平成24年度に「通信費（携帯代）」とする以外に何の説明もない（資料1の2～9）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

尾崎太郎議員は、前記の収支報告書の記載からすれば、平成22年度6万円、5月以降平成23年度5万5000円及び平成24年度6万円の各支出は、携帯電話使用料のみに支出していると、容易に推認できる。

そして、上記②の併用状況に加え、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」の各活動や私的にも使用されたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分である平成22年度4万5000円、5月以降平成23年度4万1250円、平成24年度4万5000円の支出は違法である。

ウ 消耗品等

尾崎太郎議員は、上記以外の携帯電話使用料を含む消耗品費等として、平成18年度1万円、平成20年度8万4000円、同21年度6万円及び同23年4月5000円を支出している。

そして、上記のと通りの併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて支出した部分である平成18年度6667円、平成20年度5万6000円、同21年度4万0000円及び同23年4月3333円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 尾崎太郎議員は、人件費（なお、平成18年度の収支報告書には事務所費に計上されているが確定判決に準拠して人件費とする）として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度110万、5月以降平成19年度～平成22年度各110万円、平成23年4月5万円、5月以降平成23年度と平成24年度各96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成24年度に「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料1の2～9）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり尾崎太郎議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているものの、それまでの「太成会」の人件費については別人を雇用していたとする陳述は具体的であり信用できると判示されておりその後もそのように推認できるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成18年度55万、5月以降平成19年度～平成22年度各55万円、平成23年4月2万5000円、5月以降平成23年度と平成24年度各48万円の支出は違法である。

小活

よって、尾崎太郎議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度55万6667円、5月以降平成19年度55万円、平成20年度60万6000円、同21年度59万円、同22年度59万5000円、同23年4月2万8333円、5月以降平成23年度52万1250円、平成24年度52万5000円であり、その総合計は397万2250円となる。

(2) 谷洋一議員（以下単に「谷議員」という）

確定判決内容

谷議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

政務調査用事務所（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神1219）は、自宅に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていた。

イ 固定電話使用料と按分率

政務調査用事務所の固定電話（0735-58-0141）の使用料につき、平成16年度は合計14万0602円、平成17年度は合計12万0929円を支払っている。

そして、前記アの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

ウ ファックス用電話使用料と按分率

ファックス用電話（0735-58-0865）の使用料として、平成16年度は合計3万3260円、平成17年度は合計3万1879円を支払っている。

そして、前記アの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

エ インターネット使用料と按分率

インターネット使用料として、平成16年度及び同17年度に各合計6万0480円を支払っている。

そして、上記アの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

オ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（090-2706-3506）の使用料として、平成16年度は合計7万0124円、平成17年度は合計5万2283円を支払っている。

そして、上記アの併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

カ 事務用品購入費等と按分率

上記アの併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超える支出は違法である。

キ 人件費と按分率

上記アの併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

谷議員の政務調査用事務所(和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神1219)は，自宅に設置され，後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていた，と容易に推認できる(資料2の1～10，同13の3～13)。

本件事務費とその違法

ア 谷議員は，事務費として，政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度46万1233円，5月以降平成19年度37万5012円，平成20年度26万7877円，同21年度36万0638円，同22年度40万8371円，5月以降平成23年度18万0229円，平成24年度26万6669円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「電話，FAX，パソコン」あるいは「通信費・事務用品購入費・コピー用紙」などとする以外に何の説明もない(資料2の2～9)。そういうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 固定電話使用料

谷議員は，政務調査用事務所の固定電話(0735-58-0141)の使用料につき，平成16年度は合計14万0602円，平成17年度は合計12万0929円を支払っている。

そこで，平成18年度，同19年度，同21年度及び同22年度にもその平均額である13万2265円(但し，平成19年4月は同額の1/12，5月以降平成19年度は同額の11/12の額)を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，前記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば，社会通念上相当な按分割合として，その4分の1を超える平成18年度，同19年度同21年度及び同22年度に各9万9199円(但し，平成19年4月は同

額の1/12, 5月以降平成19年度は同額の11/12の額)の支出は違法である。

ウ ファックス用電話使用料

谷議員は、ファックス用電話(0735-58-0865)の使用料として、平成16年度は合計3万3260円、平成17年度は合計3万1879円を支払っている。

そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度もその平均額である3万2570円(但し、平成19年4月は同額の1/12, 5月以降は同額の11/12の額)を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度に各2万4427円(但し、平成19年4月は同額の1/12, 5月以降平成19年度は同額の11/12の額)の支出は違法である。

エ インターネット使用料

谷議員は、インターネット使用料として、平成16年度及び同17年度に各合計6万0480円を支払っている。

そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度にもその平均額である6万0480円(但し、平成19年4月は同額の1/12, 5月以降は同額の11/12の額)を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度に各4万5360円(但し、平成19年4月は同額の1/12, 5月以降平成19年度は同額の11/12の額)の支出は違法である。

オ 携帯電話使用料

谷議員は、携帯電話(090-2706-3506)の使用料として、平成16年度は合計7万0124円、平成17年度は合計5万2283円を支払っている。

そこで、平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度にもその平均額である6万1204円(但し、平成19年4月は同額の1/12, 5月以降平成19年度は同額の11/12の額)を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記 の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度、同19年度、同21年度及び同22年度に各4万5903円（但し、平成19年4月は同額の1/12、5月以降平成19年度は同額の11/12の額）の支出は違法である。

カ 事務用品購入費等

谷議員は、事務用品購入費等として、平成18年度17万4714円、5月以降平成19年度11万2369円、平成20年度26万7877円、同21年度7万4119円、同22年度12万1852円、5月以降平成23年度18万0229円、同24年度26万6669円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記 の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度11万6476円、5月以降平成19年度7万4913円、平成20年度17万8585円、同21年度4万9413円、同22年度8万1235円、5月以降平成23年度12万0153円、同24年度17万7779円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 谷議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度96万円、5月以降平成19年度69万8000円、平成20年度99万8400円、同21年度99万6000円、同22年度101万0400円、平成23年4月4万8000円、5月以降平成23年度105万6000円、平成24年度97万9200円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「賃金」あるいは「事務員雇用賃金」等とする以外に何の説明もない（資料2の2～9）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記 の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度64万円、5月以降平成19年度46万5333円、平成20年度66万5600円、同21年度66万4000円、同22年度67万3600円、平成23年4月3万2000円、5月以降平成23年度70万4000円、平成24年度65万2800円の支出は違法である。

小活

よって、谷議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度97万1365円、平成19年4月1万7906円、5月以降平成19年度73万7228円、平成20年度84万4185円、同21年度92万8302円、同22年度96万9724円、同23年4月3万2000円、5月以降平成23年度82万4153円、平成24年度83万0579円であり、その総合計は615万5442円となる。

(3) 中村裕一議員（以下単に「中村議員」という）

確定判決の内容

中村議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等について

政務調査用事務所（和歌山県御坊市藪263番地小林ビル2階）は、自宅（同市熊野392）とは別の場所に設置され、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」と併設されていた。

イ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（090-3276-6172）の使用料として、平成16年度は合計36万2295円、平成17年度は合計20万7413円を支払っている。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「裕政会」及び「裕和会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

中村議員の政務調査用事務所（和歌山県御坊市藪263番地小林ビル2階）は、平成18年度～同24年度の間も、自宅（同市熊野392）とは別の場所に設置されていた。但し、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」は、自宅に移転し設置されていた、と容易に推認できる（資料3の1～10、同13の3～13）。

本件事務費とその違法

ア 中村議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度37万5595円、5月以降平成19年度33万2807円、平成20

年度64万9149円，同21年度71万6053円，同22年度82万5686円，同23年4月5万8257円，5月以降平成23年度57万4736円，平成24年度63万2424円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「事務機器借上料，コピー用紙購入費，事務用品・備品購入，通信費」などととする以外に何の説明もない（資料3の2～9）。そう
いうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

中村議員は，携帯電話（090-3276-6172）の使用料として，平成16年度は合計36万2295円，平成17年度は合計20万7413円を支払っている。

そこで，平成18年度～同24年度の間の各年度にもその平均額である28万4854円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外にも 後援会，「裕政会」及び「裕和会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その5分の1を超える平成18年度～同24年度各22万7883円（但し4月分と5月以降に分かれている年度はその金額の1/12と11/12の金額）の支出は違法である。

小活

よって，中村議員の違法支出の各年度の合計は，平成18年度22万7883円，平成19年4月1万8990円，5月以降平成19年度20万8893円，平成20年度～同22年度各22万7883円，同23年4月1万8990円，5月以降平成23年度20万8893円，平成24年度22万7883円であり，その総合計は159万5181円となる。

(4) 新島雄議員（以下単に「新島議員」という）

確定判決の内容

新島議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等について

政務調査用事務所（和歌山市古尾158-3）は，自宅に設置されており，「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた。

イ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（０９０－２３８３－２７２９）の使用料として、平成１６年度は合計６万１８６９円、平成１７年度は合計６万１２０２円を支払っている。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その４分の１を超える支出は違法である。

ウ 事務用品・備品購入費、プリンター代及び輪転機リース料について

上記アのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その３分の１を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

新島議員の政務調査用事務所（和歌山市古尾１５８－３）は、平成１８年度～同２４年度の間も、自宅に設置されており、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた。また、自宅とは別の場所である和歌山市加太１９２０に後援会が設置されていた、と容易に推認できる（資料４の１～１０，同１３の３～１３）。

本件事務費とその違法

ア 新島議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成１８年度２６万３８９１円、５月以降平成１９年度２９万３０９６円、平成２０年度２８万７５７５円、同２１年度３０万５２１８円、同２２年度６９万０１５０円、５月以降平成２３年度７５万１５４６円、平成２４年度１０９万７６９７円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費、消耗品リース代、郵送料、写真代」などとする以外に何の説明もない（資料４の２～９）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

新島議員は、携帯電話（０９０－２３８３－２７２９）の使用料として、平成１６年度は合計６万１８６９円、平成１７年度は合計６万１２０２円を支払っていた。

そこで、平成１８年度～同２２年度の各年度、５月以降平成２３年度及び

平成24年度にもその平均額である6万1535円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額，5月以降の平成19年度と同23年度は同額の11/12の金額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外にも「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」，政治団体「雄新会」及び後援会の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その5分の1を超える平成18年度以降同22年度及び5月以降平成23年度と平成24年度の各年度にもその平均額である4万9228円（但し平成18年4月分は同額の1/12の金額，5月以降の19年度と23年度は同額の11/12の金額）の支出は違法である。

ウ 通信費，消耗品リース代，郵送料，写真代

新島議員は，通信費，消耗品，リース代，郵送料，写真代などの費用として，平成18年度20万2356円，5月以降平成19年度23万6689円，平成20年度22万6040円，同21年度24万3683円，同22年度62万8615円，5月以降平成23年度69万5139円，平成24年度103万6162円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超える平成18年度13万4904円，5月以降平成19年度15万7793円，平成20年度15万0693円，同21年度16万2455円，同22年度41万9077円，5月以降平成23年度46万3426円，平成24年度69万0775円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 新島議員は，人件費として，政務調査費収支報告書の記載の通り平成20年度74万1500円，同21年度72万5000円，同22年度88万6300円，同23年4月8万6000円，5月以降平成23年度45万5000円，平成24年度62万5800円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「2名分」とする以外に何の説明もない（資料4の2～9）。

そういうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記アの人件費は，上記のとおり他のものが併用された事務所で使用さ

れたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成20年度49万4333円、同21年度48万3333円、同22年度59万0867円、同23年4月5万7333円、5月以降平成23年度30万3333円、平成24年度41万7200円の支出は違法である。

小活

よって、新島議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度18万4132円、平成19年4月4102円、5月以降平成19年度20万2919円、平成20年度69万4254円、同21年度69万5016円、同22年度105万9172円、同23年4月5万7333円、5月以降平成23年度81万1885円、平成24年度115万7203円であり、その総合計は486万6016円となる。

(5) 花田健吉議員（以下単に「花田議員」という）

確定判決の内容

花田議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

花田議員の政務調査用事務所（和歌山県日高郡印南町印南1957番地）は、自宅（同郡印南町印南原387番地）とは別の場所に設置され、後援会、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」（但し平成17年11月11日に設立）、政治団体「九十九会」及び「新社会システム創成会」と併設されていた。

イ 事務所費と按分率

事務所敷地賃借料として平成16年度と同17年度に各12万円を支払った。

そして、前記アのとおり併設状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

ウ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（090-8750-8714）の使用料として、平成16年度は合計27万5162円、平成17年度は合計24万7822円を支払っている。

そして、前記アのとおり併設状況及び私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは5分の1）を超える支出は違法である。

エ 事務用品・備品購入費，固定電話使用料，リース等と按分率

上記アのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

オ 人件費と按分率

上記アのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

花田議員の政務調査用事務所(和歌山県日高郡印南町印南1957番地)は、自宅(同郡印南町印南原387番地)とは別の場所に設置され、平成18年度には、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」及び政治団体「九十九会」が併設されていた、と容易に推認できるが、その後、平成19年度以降には、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」は自宅に、政治団体「九十九会」は和歌山県日高郡日高町江川548に移転し、それぞれ政務調査用事務所とは別の場所で設置されていたことが容易に推認できる(資料5の1～10,同13の3～13)。

本件事務所費とその違法

ア 花田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度13万4743円を支出し、主たるたる内訳欄には、「地代、電気代」とする以外に何の説明もない(資料5の2)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度8万9829円の支出は違法である。

本件事務費とその違法

ア 花田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18

年度47万9830円，5月以降平成19年度66万5957円，平成20年度46万7944円，同21年度46万2909円，同22年度41万8131円，同23年4月3万4323円，5月以降平成23年度35万6564円，平成24年度38万1020円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，平成20年度に「携帯電話19万0487円」とする金額の記載があるものの，「備品消耗品，電気代」などとする以外に何の説明もない（資料5の2～9）。そういうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

花田議員は，携帯電話（090-8750-8714）の使用料として，平成16年度は合計27万5162円，平成17年度は合計24万7822円を支払っていた。

そこで，平成18年度及び同19年度の各年度にもその平均額である26万1492円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額，5月以降19年度は同額の11/12の金額）を支払ったものと推認できる。平成20年度は，収支報告書の主たる内訳欄に記載のある携帯電話19万0487円を支払ったものと推認できる。そこで，平成21年度～同24年度の間各年度には各19万0487円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，上記の併用状況あるいは設置状況及び携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば，社会通念上相当な按分割合として，その4分の1を超える平成18年度19万6119円，同19年4月1万6343円，5月以降平成19年度17万9776円，平成20年度14万2865円，同21年度～同24年度に各14万2865円（但し平成23年4月分は同額の1/12の金額，5月以降23年度は同額の11/12の金額）の支出は違法である。

ウ 事務用品・備品購入費等とその違法

花田議員は，事務用品・備品購入費などの費用として，平成18年度に21万8338円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超える14万5559円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 花田議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度に144万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務職員」とする以外に何の説明もない(資料5の2)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記アの人件費は、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える96万円の支出は違法である。

小活

よって、花田議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度139万1507円、平成19年4月1万6343円、5月以降平成19年度17万9776円、平成20年度~同22年度各14万2865円、同23年4月1万1905円、5月以降平成23年度13万960円、平成24年度14万2865円であり、その総合計は230万1951円となる。

(6) 藤山将材議員(以下単に「藤山議員」という)

確定判決の内容

藤山議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等について

政務調査用事務所(和歌山県海南市野上中330番地[但し平成16年12月以前]、和歌山市関戸4丁目3-12[但し平成17年1月から同年7月まで]、和歌山県海南市名高536-13-11センタープラザ307号室[但し同年8月以降])は、平成17年1月以降は、政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた。

イ 事務所費と按分率

政務調査用事務所の平成17年1月以降の事務所賃料、電気料金及び書籍棚代については、上記アのとおり他のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

ウ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話(090-1898-3760)の使用料として、平成16年度

は合計19万9314円(但し,平成16年4月,5月,9月~翌年3月の9ヶ月分),平成17年度は合計15万1671円(4月から9月,11月から翌年1月までの9ヶ月分)を支払っている。

そして,前記アのとおり調査研究以外に,後援会及び政治団体の各活動や私的にも利用されていたと認められるから,社会通念上相当な按分割合として,その4分の1を超える支出は違法である。

エ 事務用品・備品購入費等と按分率

上記アのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから,社会通念上相当な按分割合として,その2分の1を超える支出は違法である。

オ 人件費と按分率

上記アのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから,社会通念上相当な按分割合として,その2分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

藤山議員の政務調査用事務所(和歌山県海南市名高536-13-11センタープラザ307号室)は,平成18年度以降も,政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた。また,後援会は自宅(海南市野上中330)に設置されていた,と容易に推認できる(資料6の1~10,同13の3~13)。

本件事務所費とその違法

ア 事務所費として,政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度25万1364円,5月以降平成19年度52万0265円,平成20年度56万5003円,同21年度71万9239円,同22年度73万5271円,同23年4月5万5412円,5月以降平成23年度100万4231円,平成24年度105万4659円を支出し,主たるたる内訳欄には,「光熱費,事務所家賃」などとする以外に何の説明もない(資料6の2)。そういうことからすれば,上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記の併用状況からすれば,社会通念上相当な按分割合として,その2分の1を超える平成18年度12万5682円,5月以降平成19年度26万0132円,平成20年度28万2501円,同21年度35万9619円,同22年度36万7635円,同23年4月2万7706円,5月以降

平成23年度50万2115円、平成24年度52万7329円の支出は違法である。

本件事務費とその違法

ア 事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度41万7968円、5月以降平成19年度28万9418円、平成20年度39万6921円、同21年度29万9552円、同22年度16万6072円、同23年4月7050円、5月以降平成23年度37万5358円、平成24年度20万2707円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品購入費、事務機器購入費、通信費（電話）等」などとする以外に何の説明もない（資料6の2～9）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

携帯電話（090-1898-3760）の使用料として、平成16年度は合計19万9314円（但し、平成16年4月、5月、9月～翌年3月の9ヶ月分）、平成17年度は合計15万1671円（4月から9月、11月から翌年1月までの9ヶ月分）を支払っていた。

そこで、平成18年度から同21年度及び5月以降平成23年度の各年度にもその平均額（各年度の支出を9分の12にして2年分の平均）である23万3990円（但し4月分と5月以降分に分かれている年度は同額の1/12と11/12の金額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び政治団体の各活動や私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度17万5492円、同19年4月1万4624円、5月以降平成19年度16万0868円、平成20年度17万5492円、同21年度17万5492円、5月以降平成23年度16万0868円の支出は違法である。

ウ 事務用品・備品購入費等とその違法

事務用品・備品購入費などの費用として、平成18年度18万3978円、5月以降平成19年度7万4927円、平成20年度16万2931円、同21年度6万5562円、同22年度16万6072円、同23年4月70

50円，5月以降平成23年度16万0867円，平成24年度20万2707円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える平成18年度9万1989円，5月以降平成19年度3万7463円，平成20年度8万1465円，同21年度3万2781円，同22年度8万3036円，同23年4月3525円，5月以降平成23年度8万0433円，平成24年度10万1353円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 人件費として 政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度96万円，5月以降平成19年度132万円，平成20年度126万6000円，同21年度131万5000円，同22年度136万0000円，同23年4月8万円，5月以降平成23年度96万円，平成24年度96万円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料6の2～9）。そういうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記アの人件費は，上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える平成18年度48万円，5月以降平成19年度66万円，平成20年度63万3000円，同21年度65万7500円，同22年度68万円，同23年4月4万円，5月以降平成23年度48万円，平成24年度48万円の支出は違法である。

小活

よって，藤山議員の違法支出の各年度の合計は，平成18年度87万3163円，平成19年4月1万4624円，5月以降平成19年度111万8463円，平成20年度117万2458円，同21年度122万5392円，同22年度113万0671円，同23年4月7万1231円，5月以降平成23年度122万3416円，平成24年度110万8682円であり，その総合計は793万8100円となる。

(7) 前芝雅嗣議員（以下単に「前芝議員」という）

確定判決の内容

前芝議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

前芝議員の政務調査用事務所（和歌山県東牟婁郡串本町串本910）は、自宅に設置され、後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」と併設されていた。

イ 携帯電話使用料と按分率

前芝議員は、携帯電話（090-3281-1354）の使用料として、平成16年度は合計7万8960円、平成17年度は合計8万2068円を支払っている。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

前芝議員の政務調査用事務所（和歌山県東牟婁郡串本町串本910）は自宅人設置されていたが、平成18年度の中頃に自宅とは別の場所に移転しているが、後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」は平成18年度以降も自宅に設置されていた、と推認できる（資料7の1～10，同13の3～13）。

本件事務費とその違法

ア 前芝議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度13万4784円、5月以降平成19年度17万1751円、平成20年度34万6278円、同21年度26万8430円、同22年度27万3668円、同23年4月2万1337円、5月以降平成23年度23万8840円、平成24年度22万8373円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器借上料、通信費等」などとする以外に何の説明もない（資料7の2～9）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

前芝議員は、携帯電話（０９０－３２８１－１３５４）の使用料として、平成１６年度は合計７万８９６０円、平成１７年度は合計８万２０６８円を支払っている。

そこで、平成１８年度～同２４年度の間もその平均額である８万０５１４円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも 後援会及び 「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その４分の１を超える平成１８年度～同２４年度各６万０５１４円（但し４月分と５月以降に分かれている年度はその金額の $1/12$ と $11/12$ の金額）の支出は違法である。

小活

よって、前芝議員の違法支出の各年度の合計は、平成１８年度６万０３８５円、平成１９年４月５０３２円、５月以降平成１９年度５万５３５４円、平成２０年度～同２２年度各６万０３８５円、同２３年４月５０３２円、５月以降平成２３年度５万５３５４円、平成２４年度６万０３８５円であり、その総合計は４２万２６９７円となる。

(8) 松本貞次元議員（以下単に「松本元議員」という）

確定判決の内容

松本元議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

松本議員の政務調査用事務所（和歌山県有田郡湯浅町湯浅１９４０）は、自宅（同町湯浅２４５０番地６）とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた。

イ 事務所費と按分率

上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（０９０－３２７０－３９５４）の使用料として、平成１６年度

は合計6万5824円(但し5月分から),平成17年度は合計6万52600円を支払っている。

そして,携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば,調査研究以外にも 後援会の活動や,私的にも利用されていたと認められるから,社会通念上相当な按分割合として,その3分の1を超える支出は違法である。

エ 事務用品・備品購入,固定電話等と按分率

上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから,社会通念上相当な按分割合として,その2分の1を超える支出は違法である。

オ 人件費と按分率

上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから,社会通念上相当な按分割合として,その2分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

松本元議員の政務調査用事務所(和歌山県有田郡湯浅町湯浅1940)は,自宅(同町湯浅2450番地6)とは別の場所に設置され, 後援会と併設されていた,と容易に推認できる(資料8の1~8,同13の3~13)。

本件事務所費とその違法

ア 松本元議員は,事務所費として,政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度24万6768円,5月以降平成19年度34万3550円,平成20年度29万8725円,同21年度40万4068円,同22年度38万0173円,同23年4月1万5846円を支出しており,同収支報告書の主たる内訳欄には,「光熱水費等」などととする以外に何の説明もない(資料8の2~8)。そういうことからすれば,上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから,社会通念上相当な按分割合として,その2分の1を超える平成18年度12万3384円,5月以降平成19年度17万1775円,平成20年度14万9362円,同21年度20万2034円,同22年度19万0086円,同23年4月7923円の支出は違法である。

本件事務所費とその違法

ア 松本元議員は,事務所費として,政務調査費収支報告書の記載の通り平成1

8年度44万4658円，5月以降平成19年度34万8193円，平成20年度41万5370円，同21年度27万7830円，同22年度27万0923円，同23年4月2万6456円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「事務機器保守契約費，事務用品購入費，通信費等」などととする以外に何の説明もない（資料8の2～8）。そういうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

松本元議員は，携帯電話（090-3270-3954）の使用料として，平成16年度は合計6万5824円（但し5月分から），平成17年度は合計6万52600円を支払っている。

そこで，平成18年度～同23年4月の間の各年度にもその平均額である6万8537円（但し平成16年度は5月分からであるから12/11にしてその2年間の平均）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外にも 後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超える平成18年度～同23年4月の間の各年度に各4万5691円（但し4月分と5月以降に分かれている年度はその金額の1/12と11/12の金額）の支出は違法である。

ウ 事務用品・備品購入，固定電話等と按分率

松本元議員は，事務用品・備品購入，固定電話等として，平成18年度37万6121円，5月以降平成19年度28万5367円，平成20年度34万6833円，同21年度20万9293円，同22年度20万2386円，同23年4月2万0745円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える平成18年度18万8060円，5月以降平成19年度14万2683円，平成20年度17万3416円，同21年度10万4646円，同22年度10万1193円，同23年4月1万0372円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 松本元議員は，人件費として，政務調査費収支報告書の記載の通り平成1

8年度80万円，5月以降平成19年度120万円，平成20年度120万円，同21年度116万円，同22年度193万円，同23年4月14万円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「事務員雇用経費」などととする以外に何の説明もない（資料8の2～8）。そういうことからすれば，上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える平成18年度40万円，5月以降平成19年度60万円，平成20年度60万円，同21年度58万円，同22年度96万5000円，同23年4月7万円の支出は違法である。

小活

よって，松本元議員の違法支出の各年度の合計は，平成18年度75万7135円，平成19年4月3807円，5月以降平成19年度95万6342円，平成20年度96万8469円，同21年度93万2371円，同22年度130万1970円，同23年4月9万2102であり，その総合計は501万2196円となる。

(9) 町田巨元議員（以下単に「町田元議員」という）

確定判決内容

町田元議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

政務調査用事務所（和歌山県西牟婁郡上富田町朝来582-7）は，自宅に設置されていた。

また，町田元議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」を自宅とは道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していた。

イ 固定電話使用料と按分率

固定電話使用料2台分につき，平成17年度に合計17万1751円を支払った。

そして，調査研究以外に，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える支出は違法である。

ウ ファックス及びパソコン回線使用料と按分率

ファックス及びパソコン回線使用料につき、平成17年度に合計3万3422円を支払った。

そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

エ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話使用料として、平成17年度に合計11万1234円を支払った。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える支出は違法である。

オ 事務用品代・備品購入費等と按分率

上記アのとおり、政務調査用事務所と後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その60%を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

町田元議員は、平成18年度～同22年度の間も政務調査用事務所（和歌山県西牟婁郡上富田町朝来582-7）を、自宅に設置し、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」は、自宅とは道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していた、と容易に推認できる（資料9の1～7、同13の3～13）。

本件事務費とその違法

ア 町田元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度36万4048円、5月以降平成19年度29万3537円、平成20年度18万4124円、同21年度36万7750円、同22年度13万6000円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「印刷・パソコン・電話代」などとする以外に何の説明もない（資料9の2～6）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 固定電話使用料

町田元議員は、固定電話使用料2台分につき、平成17年度に合計17万1751円を支払っている。

そこで、平成18年度、同19年度、同21年度にも、同17年度分である17万1751円（但し、平成19年4月は同額の1/12及び5月以降平成19年度は同額の11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、上記のとおり事務所の状況から、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度8万5875円、同19年4月7156円、5月以降平成19年度7万8719円、平成21年度8万5875円の支出は違法である。

ウ ファックス及びパソコン回線使用料

町田元議員は、ファックス及びパソコン回線使用料につき、平成17年度に合計3万3422円を支払っている。

そこで、平成18年度、同19年度、同21年度にも、同17年度分である3万3422円（但し、平成19年4月は同額の1/12及び5月以降平成19年度は同額の11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える平成18年度1万6711円、同19年4月1392円、5月以降平成19年度1万5318円、平成21年度1万6711円の支出は違法である。

エ 携帯電話使用料と按分率

町田元議員は、携帯電話使用料として、平成17年度に合計11万1234円を支払っている。

そこで、平成18年度、同19年度、同21年度にも、同17年度分である11万1234円（但し、平成19年4月は同額の1/12及び5月以降平成19年度は同額の11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える平成18年度8万3425円、同19年4月6952円、5月以降平成19年度7万6474円、平成21年度8万3425円の支出は違法である。

オ 事務用品代・備品購入費等と按分率

町田元議員は、事務用品代・備品購入費等として、平成18年度4万7641円、5月以降平成19年度3497円、平成20年度18万4124円、同21年度5万1343円、同22年度13万6000円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、上記のとおり、町田元議員の政務調査用事務所と後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その60%を超える平成18年度1万9056円、5月以降平成19年度1399円、平成20年度7万3650円、同21年度2万0537円、同22年度5万4400円の支出は違法である。

小活

よって、町田元議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度20万5067円、平成19年4月1万5500円、5月以降平成19年度17万1910円、平成20年度7万3650円、同21年度20万6548円、同22年度5万4400円であり、その総合計は72万7075円となる。

(10) 向井嘉久藏元議員（以下単に「向井元議員」という）

確定判決内容

向井元議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

政務調査用事務所（和歌山県橋本市東家6-6-19）は、自宅（同市東家4-8-19）とは別の場所に設置されていた。

また、後援会は、橋本市東家4丁目10番2号土井方に設置され、「自由民主党橋本市連絡協議会」は、同市橋本1-1-2に設置されていた。しかし、「自民党橋本支部」の看板、向井議員の看板等が設置されていたから、政務調査用事務所において、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当である。

さらに、向井議員は「向井米穀店」を営んでいた。

イ 事務所費と按分率

政務調査用事務所の賃料、電気料金、水道料金、ガス代及び灯油代並びに固定電話使用料については、上記アのとおり他の目的のものが活動していた

事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 自宅の固定電話使用料と按分率

自宅の固定電話（ 0736 - 32 - 0600 ）及びファックス（ 0736 - 32 - 0988 ）の使用料として，平成16年度に の合計3万4598円（但し平成16年4月～8月，同10月～12月の8ヶ月分）， の合計6万2698円，平成17年度に の合計5万1168円を支払った。

そして，自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える支出は違法である。

エ ガソリン代と按分率

ガソリン代につき，平成16年度合計35万2199円，平成17年度合計39万0477円を支払った。

そして，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に， 後援会，「自由民主党橋本市連絡協議会」及び 「向井米穀店」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その5分の1を超える支出は違法である。

オ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（090 - 7101 - 0096）使用料につき，平成16年度合計14万9170円，平成17年度合計14万4560円を支払った。

そして，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に， 後援会，「自由民主党橋本市連絡協議会」及び 「向井米穀店」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その5分の1を超える支出は違法である。

カ 政務調査用事務所の固定電話や事務用品・備品購入費等と按分率

上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

向井元議員の政務調査用事務所（和歌山県橋本市東家6 - 6 - 19）は，平成18年度には，自宅（同市東家4 - 8 - 19）とは別の場所に設置されてい

たし、その事務所では、後援会及びの「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当である、と容易に推認できる。

後援会は、平成18年度～同24年度の間も、橋本市東家4丁目10番2号土井方に設置され、「自由民主党橋本市連絡協議会」は、平成19年度までは、同市橋本1-1-2に、平成20年度以降は同市橋本4-11-4に設置されていたし、向井元議員は「向井米穀店」を営んでいたことも容易に推認できる（資料10の1～11、同13の3～13）。

本件ガソリン代とその違法

向井元議員は、ガソリン代として、平成16年度合計35万2199円、平成17年度合計39万0477円を支払っている。この当時は事務所費に計上されていたが、平成18年度以降は収支報告書の調査研究費に自動車燃料代として、すなわちガソリン代相当の計上がなされている。しかも金額も個別具体的に29万7485円と記載されていることから、当該金員を支出している。

そこで、平成23年4月分を除く平成19年度～同24年度の間にも、各29万7485円（但し、4月分と5月以降分に分かれる年度は、同額の1/12と11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える平成23年4月分を除く平成18年度～同24年度に各23万7988円（但し、4月分と5月以降分に分かれる年度は、同額の1/12と11/12の各額）の支出は違法である。

本件事務費とその違法

ア 自宅の固定電話とファックス使用料

向井元議員は、自宅の固定電話（0736-32-0600）及びファックス（0736-32-0988）の使用料として、平成16年度にの合計3万4598円（但し平成16年4月～8月、同10月～12月の8ヶ月分）、の合計6万2698円、平成17年度に合計5万1168円を支払っている。

そこで、平成18年度～同24年度にも上記の平均（平成16年度はにつき3万4598円の12/8にしてとの合計に、平成17年度は前記の換

算額に の合計の加えた平均) 額である各 10 万 8 8 3 0 円 (但し, 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額) を支払ったものと推認するのが相当である。

そして, 自宅の固定電話使用料については, 私的以外に, 調査研究にも利用されていたと認められるから, 社会通念上相当な按分割合として, その 2 分の 1 を超える平成 18 年度~同 24 年度に各 5 万 4 4 1 5 円 (但し, 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額) の支出は違法である。

イ 携帯電話使用料

向井元議員は, 携帯電話 (090 - 7101 - 0096) 使用料につき, 平成 16 年度合計 14 万 9 1 7 0 円, 平成 17 年度合計 14 万 4 5 6 0 円を支払っている。

そこで, 平成 18 年度~同 24 年度にも上記の平均額である各 14 万 6 8 6 5 円 (但し, 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額) を支払ったものと推認するのが相当である。

そして, その汎用性の高さを考慮すれば, 調査研究以外に, 後援会, 「自由民主党橋本市連絡協議会」及び 「向井米穀店」の各活動や, 私的にも利用されていたと認められるから, その 5 分の 1 を超える平成 18 年度~同 24 年度に各 11 万 7 4 9 2 円 (但し, 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額) の支出は違法である。

小活

よって, 向井元議員の違法支出の各年度の合計は, 平成 18 年度 40 万 9 8 9 5 円, 平成 19 年 4 月 3 万 4 1 5 7 円, 5 月以降平成 19 年度 37 万 5 7 3 7 円, 平成 20 年度 40 万 9 8 9 5 円, 同 21 年度 40 万 9 8 9 5 円, 同 22 年度 40 万 9 8 9 5 円, 平成 23 年 4 月 1 万 7 0 4 6 円, 5 月以降平成 23 年度 40 万 5 6 6 6 円, 平成 24 年度 40 万 9 8 9 5 円であり, その総合計は 288 万 2 0 8 1 円となる。

(11) 山田正彦議員 (以下単に「山田議員」という)

確定判決内容

山田議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

政務調査用事務所（和歌山県紀の川市貴志川町神戸176-1）は、自宅（同町井ノ口1052番地）とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていた。

なお、後援会及び、「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」は、紀の川市貴志川町神戸175-1に設置されていたと届出されているが、その地番が勘違いであると認められる。

イ 事務所費と按分率等

政務調査用事務所の事務所賃料、固定電話使用料、電気料金及び水道料金につき、上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（090-3279-7507）使用料として、平成16年度合計17万5532円、平成17年度合計19万1774円を支払った。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超える支出は違法である。

エ 事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等と按分率

上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

オ 人件費

上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

山田議員の政務調査用事務所（和歌山県紀の川市貴志川町神戸176-1）は、平成18年度～同24年度の間も、自宅（同町井ノ口1052番地）とは別の場所に設置され、後援会及び、「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていた、と容易に推認できる（資料11の1～10，同13の3～13）。

本件事務所費とその違法

ア 山田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度78万3700円、5月以降平成19年度57万3343円、平成20年度62万0775円、同21年度61万8233円、同22年度61万4223円、同23年4月4万6183円、5月以降平成23年度50万6957円、同24年度60万1205円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所借上費、電気・水道使用料」などとする以外に何の説明もない(資料11の2～9)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記5月以降平成19年度の主たる内訳欄の「事務所借上費5万円×11ヶ月及び電気・水道使用料×11ヶ月」とする記載から、5万2122円(50万6957円の1/11)支出したと容易に推認できる(資料11の3)。

イ そして、上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度52万2467円、平成19年4月3万4748円、5月以降平成19年度38万2229円、平成20年度41万3850円、同21年度41万2155円、同22年度40万9482円、同23年4月3万0789円、5月以降平成23年度33万7971円、平成24年度40万0803円の支出は違法である。

本件事務費とその違法

ア 山田議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度38万4850円、5月以降平成19年度43万1906円、平成20年度21万8556円、同21年度59万8862円、同22年度21万5857円、同23年4月7万7821円、5月以降平成23年度21万1519円、同24年度17万7524円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器リース、固定電話、事務用品購入費、携帯電話」などとする以外に何の説明もない(資料11の2～9)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

山田議員は、携帯電話（０９０－３２７９－７５０７）使用料として、平成１６年度合計１７万５５３２円、平成１７年度合計１９万１７７４円を支払っている。

そこで、平成１８年度～同２４年度にも上記の平均額である各１８万３６５３円（但し、４月と５月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その４分の１を超える平成１８年度～同２４年度に各１３万７７４０円（但し４月と５月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額）の支出は違法である。

ウ 事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等

山田議員は、事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等として、平成１８年度２０万１１９７円、５月以降平成１９年度２６万３５５７円、平成２０年度３万４９０３円、同２１年度４１万５２０９円、同２２年度３万２２０４円、同２３年４月６万２５１７円、５月以降平成２３年度４万３１７０円、同２４年度９１７５円を支出していると推認するのが相当である。

そして、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その３分の１を超える平成１８年度１３万４１３１円、５月以降平成１９年度１７万５７０５円、平成２０年度２万３２６９円、同２１年度２７万６８０６円、同２２年度２万１４６９円、同２３年４月４万１６７８円、５月以降平成２３年度２万８７８０円、同２４年度６１１７円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 山田議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成１８年度９６万円、５月以降平成１９年度８８万円、平成２０年度～同２２年度に各９６万円、同２３年４月８万円、５月以降平成２３年度８８万円、同２４年度９６万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない（資料１１の２～９）。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記収支報告書の記載から、8万円支出したと容易に推認できる。

イ そして、上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度～平成24年度に各64万円（但し4月と5月以降分に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額）の支出は違法である。

小活

よって、山田議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度143万4338円、平成19年4月9万9559円、5月以降平成19年度127万0863円、平成20年度121万4859円、同21年度146万6701円、同22年度120万8691円、平成23年4月13万7278円、5月以降平成23年度107万9680円、平成24年度117万3182円であり、その総合計は908万5151円となる。

(12) 吉井和視議員（以下単に「吉井議員」という）

確定判決内容

吉井議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

政務調査用事務所（和歌山県有田郡有田川町大字庄字下松山617番1）は、自宅（同町大字庄字下松山618番2）とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び、「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていた。

この点、吉井議員は、前記 が自宅と同じ敷地内にある両親宅に設置されていると陳述し、 は「和歌山県有田郡吉備町庄618」で届出されていた。しかし、吉井議員の政務調査用事務所が設置されている建物は、地図上で、「自民有田第一支部」及び「吉井かずみ(事)」と表示され、その建物の壁面には、自由民主党の国会議員のポスターが貼られ、政治活動に関する看板が設置され、自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた。また、吉井議員の両親の建物は、地図上で、「吉井コンクリート産業(株)」及び「吉井組」と表示され、その建物には「吉井コンクリート産業株式会社」の看板が設置され、政治活動に関する看板やポスター等はなかった。従って、

吉井議員の陳述は信用できない。

イ 事務所費と按分率等

社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 携帯電話使用料と按分率

携帯電話（090-3030-9249）使用料として、平成16年度合計18万2076円、平成17年度合計15万1121円を支払った。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える支出は違法である。

エ 固定及びファックス電話使用料等と按分率

上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

オ 人件費

上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

本件事務所設置状況等

吉井議員の政務調査用事務所（和歌山県有田郡有田川町大字庄字下松山617番1）は、平成18年度～同24年度の間も、自宅（同町大字庄字下松山618番2）とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていた、と容易に推認できる（資料12の1～12）。

本件事務所費とその違法

ア 吉井議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度11万3000円、5月以降平成19年度48万7200円、平成20年度53万8210円、同21年度19万7668円、同22年度19万8058円、同23年4月2万3412円、5月以降平成23年度16万4165円、同24年度18万3118円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱費、地代」などとする以外に何の説明もない（資料

12の2～9)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ そして、上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度8万4750円、5月以降平成19年度36万5400円、平成20年度40万3657円、同21年度14万8251円、同22年度14万8543円、同23年4月1万7559円、5月以降平成23年度12万3124円、平成24年度13万7338円の支出は違法である。

本件事務費とその違法

ア 吉井議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度71万1023円、5月以降平成19年度50万7326円、平成20年度61万1327円、同21年度65万8737円、同22年度62万7638円、同23年4月10万2810円、5月以降平成23年度78万5468円、同24年度88万2702円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用費購入、コピー用紙購入、通信費等」などとする以外に何の説明もない(資料12の2～9)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

吉井議員は、携帯電話(090-3030-9249)使用料として、平成16年度合計18万2076円、平成17年度合計15万1121円を支払っている。

そこで、平成18年度～同24年度にも上記の平均額である各16万6599円(但し、4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超える平成18年度～同24年度に各13万3279円(但し4月と5月以降に分かれる年度は同額の1/12と11/12の各額)の支出は違法である。

ウ 携帯電話使用料以外の事務費

吉井議員は、携帯電話使用料以外の事務費として、平成18年度54万4424円、5月以降平成19年度35万4610円、平成20年度44万4728円、同21年度49万2138円、同22年度46万1039円、同23年4月8万8927円、5月以降平成23年度63万2752円、同24年度71万6103円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度40万8318円、5月以降平成19年度26万5957円、平成20年度33万3546円、同21年度36万9103円、同22年度34万5779円、同23年4月6万6695円、5月以降平成23年度47万4564円、同24年度53万7077円の支出は違法である。

本件人件費とその違法

ア 吉井議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成18年度96万円、5月以降平成19年度88万円、平成20年度96万円、同21年度96万円、同22年度109万6500円、同23年4月8万円、5月以降平成23年度88万円、同24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない(資料12の2～9)。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記収支報告書の記載内容から、8万円支出したと容易に推認できる。

イ そして、上記②のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度72万円、平成19年4月6万円、5月以降平成19年度66万円、平成20年度72万円、同21年度72万円、同22年度82万2375円、同23年4月6万円、5月以降平成23年度88万円、平成24年度96万円の支出は違法である。

小活

よって、吉井議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度134万6347円、平成19年4月7万1106円、5月以降平成19年度141万35

30円，平成20年度159万0482円，同21年度137万0633円，同22年度144万9976円，平成23年4月15万5360円，5月以降平成23年度137万9861円，平成24年度152万7694円であり，その総合計は1030万4989円となる。

5 不当利得と県の損害

上記各議員は，上記のとおり違法に支出した政務調査費を不当に利得しており，県は同等額の損害を被っている。

6 不当利得返還請求権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権は，公法上の債権であり，同請求権の消滅時効期間は，地方自治法236条1項前段により5年であると解されている。また，その起算日は，各支出日から進行するものと解されている。

7 本件の各支出日

(1) 事務所費の各支出日

事務所費から支出できる事務所の賃借料や光熱水費は，概ね月末支払いであると推量できることから，各議員の事務所費にかかる支払日は毎月末日と見なすのが相当である。

(2) 事務費の各支出日

固定電話及びFAX電話使用料

固定電話及びFAX電話使用料の各議員の支払日は，同電話の事業を行っている西日本電信電話株式会社を利用したものが一般的であるところ，同社の口座引き落とし日は毎月20日と設定されており，毎月20日と見なすのが相当である（資料13の1）。

携帯電話使用料

携帯電話使用料の各議員の支払日は，携帯電話の事業を行っているNTTドコモの口座引き落とし日は毎月末日であるから，毎月末日と見なすのが相当である（資料13の2）。

上記 を除く事務用品・備品購入費等の事務費

上記 を除く事務用品・備品購入費等の事務費の各議員の支払日は，毎月末日であったと見なすことが相当である。

(3) 人件費

人件費の各議員の支払日は、賃金等の支払いは後払いであり概ね20日から月末の間に支払われていると推量できることから、その平均である毎月25日であったと見なすのが相当である。

8 不当利得返還請求が可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、5月以降平成23年度と同24年度の違法支出金は、前記の各支払日から未だ5年を経過していず、不当利得返還請求権の行使は可能であるところ、各議員の各違法支出金は次のとおりとなる。

- (1) 尾崎太郎議員 104万6250円。
- (2) 谷議員 165万4732円。
- (3) 中村議員 43万6776円。
- (4) 新島議員 196万9088円。
- (5) 花田議員 27万3825円。
- (6) 藤山議員 233万2098円。
- (7) 前芝議員 11万5739円。
- (8) 向井元議員 81万5561円。
- (9) 山田議員 225万2862円。
- (10) 吉井議員 290万7555円。

9 不当利得返還請求の行使が不可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、平成23年4月分までの次の違法支出金については、上記の各支払日から5年を経過しており、不当利得返還請求権の行使は時効により不可能であると解さざるを得ない。仮に、そうだとした場合、各議員は、違法に利得した政務調査費という県民の血税を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、議員としてはあるまじき行為に他ならず、それを返還しないのは不当であり、違法に利得しているすべての政務調査費は全額返還すべきである。その各議員の金額次のとおりである。

- (1) 尾崎太郎議員 236万9333円。
- (2) 谷議員 450万0710円。
- (3) 中村議員 115万8405円。
- (4) 新島議員 289万6928円。
- (5) 花田議員 202万8126円。

- (6) 藤山議員 560万6002円。
- (7) 前芝議員 30万6958円。
- (8) 松本元議員 501万2196円。
- (9) 町田元議員 72万7075円。
- (10) 向井元議員 206万6520円。
- (11) 山田議員 683万2289円。
- (12) 吉井議員 739万7434円。

10 仁坂吉伸知事の賠償責任

- (1) 第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分すべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率として採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。
- (2) 前記原審の判示からすると、当該原審判決において、政務調査用事務所に他の目的の事務所の併設を認定した議員の政務調査費の当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成18年度以降、平成24年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存することが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解すことができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求めると不当利得返還請求債権は、客観的に存在する債権と解すべきである。
- (3) 和歌山県は、前記不当利得返還請求債権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決

は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求債権は、理由もなく放置する事が許されず、かつ、不行使についての裁量のない債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

(4) それ故、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事はその責めを負うべきであり、その不行使により時効消滅させた相当債権を賠償すべきである。

(5) そして、その行使は、上記原審判決日の平成25年1月29日から2ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。そうすると、その当時、上記9項で述べている消滅時効によりその行使が不可能と解される違法支出金のうち、平成19年度以前の支出を除き、その行使は可能であった。

(6) 前記の当時、仁坂知事が不当利得返還請求権の行使が可能であった各議員の違法支出金は次項のとおりであった。仁坂知事は、その権利を時効消滅させてその行使を不可能にしたのであるから、それら各議員の違法支出金に相当する金員を賠償すべきである。

11 仁坂知事が損害を賠償すべき各議員の違法支出金

- (1) 尾崎太郎議員 181万9333円。
- (2) 谷議員 180万4487円。
- (3) 中村議員 70万2639円。
- (4) 新島議員 250万5775円。
- (5) 花田議員 44万0500円。
- (6) 藤山議員 359万9752円。
- (7) 前芝議員 18万6187円。
- (8) 松本元議員 329万4912円。
- (9) 町田元議員 33万4598円。
- (10) 向井元議員 124万6731円。
- (11) 山田議員 402万7529円。
- (12) 吉井議員 456万6451円。

12 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

13 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

添 付 資 料

1 尾崎太郎議員関係

- 資料1の1 収支報告書（平成17年度）
- 資料1の2～9 収支報告書（平成18年度～同24年度，なお平成19年4月分が欠落している。以下同じ。）
- 資料1の10 陳述書

2 谷議員関係

- 資料2の1 収支報告書（平成17年度）
- 資料2の2～9 収支報告書（平成18年度～同24年度）
- 資料2の10 陳述書

3 中村議員関係

- 資料3の1 収支報告書（平成17年度）
- 資料3の2～9 収支報告書（平成18年度～平成23年4月分）
- 資料3の10 陳述書

4 新島議員関係

- 資料4の1 収支報告書（平成17年度）
- 資料4の2～9 収支報告書（平成18年度～平成24年度）
- 資料4の10 陳述書

5 花田議員関係

- 資料5の1 収支報告書（平成17年度）
- 資料5の2～9 収支報告書（平成18年度～平成24年度）

資料5の10	陳述書
6 藤山議員関係	
資料6の1	収支報告書(平成17年度)
資料6の2~9	収支報告書(平成18年度~平成24年度)
資料6の10	陳述書
7 前芝議員関係	
資料7の1	収支報告書(平成17年度)
資料7の2~9	収支報告書(平成18年度~平成24年度)
資料7の10	陳述書
8 松本元議員関係	
資料8の1	収支報告書(平成17年度)
資料8の2~7	収支報告書(平成18年度~平成23年4月分)
資料8の8	陳述書
9 町田元議員関係	
資料9の1	収支報告書(平成17年度)
資料9の2~6	収支報告書(平成18年度~平成22年度)
資料9の7	陳述書
10 向井元議員関係	
資料10の1	収支報告書(平成17年度)
資料10の2~9	収支報告書(平成18年度~平成24年度)
資料10の10	陳述書
資料10の11	写真
11 山田議員関係	
資料11の1	収支報告書(平成17年度)
資料11の2~9	収支報告書(平成18年度~平成24年度)
資料11の10	陳述書
12 吉井議員関係	
資料12の1	収支報告書(平成17年度)
資料12の2~9	収支報告書(平成18年度~平成24年度)
資料12の10	陳述書

資料12の11, 12 報告書

13 共通資料

- 資料13の1 西日本電信電話(株)領収証(平成28年5月11日付住民監査請求書添付資料10の1を援用する。)
- 資料13の2 ドコモ料金領収証(平成28年5月11日付住民監査請求書添付資料10の2を援用する。)
- 資料13の3 政治団体一覧表及び政治団体一覧表
- 資料13の4~9 政治団体一覧表及び政治団体一覧表(平成28年5月11日付住民監査請求書添付資料10の3~8を援用する。)
- 資料13の10~13 第一次訴訟及び第二次訴訟確定判決(平成27年9月2日付住民監査請求の添付資料10~13を援用する。)

その他事実証明資料は追って提出する。

請求人 別紙請求人目録のとおり

2016年5月19日